

東郷地域自治区地域協議会に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、東郷地域自治区に設置する地域協議会（以下「地域協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域協議会の構成)

第2条 条例第5条第1項に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）の構成は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長の互選の方法)

第3条 条例第7条第2項に規定する副会長の人数は、3人以内とする。

(会議の招集)

第4条 会長は、会議を招集しようとするときは、会議に付議すべき事項を示して、会議を開く日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 条例第8条第2項に規定する会議の招集の請求は、当該請求をしようとする委員の連署により行わなければならない。

(会議の運営)

第5条 会長は、全ての委員に対して発言の機会を与えるようにしなければならない。

2 委員は、会議における発言の論点を明らかにし、簡明に述べ、円滑な議事の進行に協力しなければならない。

3 会長は、委員の発言が前項の規定に反すると認められるときは、注意し、なおこれに従わない場合は発言の中止を命ずることができる。

(会議録)

第6条 会長は、東郷自治振興事務所の職員をして会議録を調製し、会議において定めた1人以上の委員とともにこれに署名しなければならない。

(会議録の公表)

第7条 会議録の公表については、新城市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱第7条に定めるところによる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、東郷自治振興事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日から施行する。

(別表)

(別表)推薦する公共的団体	被推薦者	人数	定数
行政区	代表者	1 人	17 人
東郷区長会	地域推薦者	14 人以内 (※うち女性 6 名以上が望ましい)	
計			31 人以内